

年度中 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産
の状況を次のとおり報告します。

目 次

- 第1 中間事業報告書
 - 1 事業の経過及び成果等
 - 2 財産及び損益の状況の推移
 - 3 支店等及び代理店の状況
 - 4 使用人の状況
 - 5 重要な親会社及び子会社等の状況
 - 6 会社役員の状況
 - 7 株式に関する事項
 - 8 新株予約権等に関する事項
 - 9 その他
- 第2 中間貸借対照表
- 第3 中間損益計算書
- 第4 中間キャッシュ・フロー計算書
- 第5 中間株主資本等変動計算書
- 第6 中間基金等変動計算書
- 第7 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載 すること。法第4条第1項の免許申請書又は法第127条第1項第8号の規定及び第85条第1項第2号若しくは第2号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。
- 2 相互会社が中間業務報告書を作成する場合には、この様式中「重要な親会社及び子会社等の状況」を「重要な子会社等の状況」に、「株式に関する事項」を「基金に関する事項」に、「大株主」を「基金拠出者」に改めて記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子会社 保険業法（以下「法」という。）第2条第12項に規定する子会社をいう。
 - ② 子会社等 法第110条第2項に規定する子会社等をいう。
 - ③ 子法人等 保険業法施行令（以下「令」という。）第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。
 - ④ 関連法人等 令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。
- 4 会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

- 5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第71号又は保険業法施行規則（以下「規則」という。）第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらの全てを企業集団（当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。
- 6 この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」及び「第6 中間基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第6 中間基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。
- 7 上場会社等（金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下7において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあつては、この様式中、「第2 中間貸借対照表」、「第3 中間損益計算書」、「第4 中間キャッシュ・フロー計算書」、「第5 中間株主資本等変動計算書」、「第6 中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第1

年度中	⎧	年	月	日から	⎫	中間事業報告書
		年	月	日まで		

1 事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

- 1 保険会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに保険会社の当中間会計期間における事業の経過及び成果（主要な部門別）を記載すること。
- 2 保険会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「1 企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡る当中間会計期間における事業の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。
- 4 生命保険会社にあつては、保有契約高、新契約高及び減少契約高の状況及び推移、責任準備金の状況及び推移を記載すること。

2 財産及び損益の状況の推移

〔保険会社の状況について記載する場合〕

(生命保険会社)

区 分		前 期 末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
保有契約高	個人保険	億円	億円	億円
	個人年金保険			
	団体保険			
	団体年金保険			
	その他の保険			
保険料等収入 資産運用収益 保険金等支払金 経常利益（又は経常損失） 中間（当期）純利益 （又は中間（当期）純損失） 総 資 産		百万円	百万円	百万円
1株当たり中間（当期）純利益 （又は中間（当期）純損失）		円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 5 1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

(損害保険会社)

区 分	前 期 末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 金 収 入			
保険引受利益 (又は保険引受損失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 費 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。
なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 7 1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(生命保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	前 期 末	前中間連結会 計期間末	当中間連結会 計期間末
	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益			
経 常 利 益			
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 (当期)純利益			
中 間 包 括 利 益 (包 括 利 益)			
純 資 産 額			
総 資 産			

(記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」を「親会社に帰属する中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	前 期 末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
	億円	億円	億円
保 有 契 約 高			
個 人 保 険			
個 人 年 金 保 険			
団 体 保 険			
団 体 年 金 保 険			
そ の 他 の 保 険			
	百万円	百万円	百万円
保 険 料 等 収 入			
資 産 運 用 収 益			
保 険 金 等 支 払 金			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
総 資 産			
1株当たり中間（当期）純利益 (又は中間（当期）純損失)	円 銭	円 銭	円 銭

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

- 5 1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

(損害保険会社の企業集団)

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	前 期 末	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末
	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益			
経 常 利 益			
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 （当期）純利益			
中 間 包 括 利 益 （ 包 括 利 益 ）			
純 資 産 額			
総 資 産			

記載上の注意)

- 1 表題を「2 企業集団及び保険会社の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 2 相互会社にあつては、「親会社株主に帰属する中間（当期）純利益」を「親会社に帰属する中間（当期）純剰余」に改めて記載すること。
- 3 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第40号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ 保険会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	前 期 末	前中間会計期間末	当中間会計期間末
	百万円	百万円	百万円
正 味 収 入 保 険 料			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(. . . . 保 険)			
(そ の 他)			
利 息 及 び 配 当 金 収 入			
保険引受利益 (又は保険引受損失)			
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			
中 間 (当 期) 純 利 益			
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			
正 味 損 害 率			
正 味 事 業 費 率			
運 用 資 産			
総 資 産			
1 株 当 た り 中 間 (当 期) 純 利 益	円 銭	円 銭	円 銭
(又 は 中 間 (当 期) 純 損 失)			

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。
- 2 正味収入保険料の内訳は、各社の実態に応じ、主な保険5種類以上を記載すること。
- 3 運用資産は、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載し、その旨を注記すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 6 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下6において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下6において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下6において同じ。）を行わなければならない。
 なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
 上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 7 1株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

3 支店等及び代理店の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前 期 末	当中間会計期間末	増 減 (△)
支 店	店	店	店
営 業 所			
海 外 支 店			
海 外 駐 在 員 事 務 所			
計			
代 理 店			
海 外 代 理 店			
計			

(記載上の注意)

支店及び営業所以外の呼称を使用する会社にあつては、その形態に応じ、その呼称により記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

会社名	事務所名	所在地	設置年月日

(記載上の注意)

- 1 表題を「3 企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
 - 2 適宜欄を設け、保険会社及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所名、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所名については記載を要しない。
- 4 使用人の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

区 分	前期末	当中間会計期間末	増減(△)	当中間会計期間末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	名	名	名	歳	年	千円
営業職員						

(記載上の注意)

- 1 生命保険会社にあつては、「営業職員」には生命保険募集人（ただし、内務職員を除く。）について記載すること。
- 2 損害保険会社にあつては、「営業職員」には固定給と歩合給を支給されている使用人（ただし、特別研修生を除く。）について記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	前期末	当中間会計期間末	増減（△）
	名	名	名

（記載上の注意）

- 1 表題を「4 企業集団の使用人の状況」とすること。
 - 2 適宜欄を設け、保険会社及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の使用人数を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
 - 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。
- 5 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立 年月日	資本金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立 年月日	資本金	親会社が有 する当社の 議決権比率	その他
				百万円	%	

（記載上の注意）

- 1 親会社及び子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。
- 3 前期末に別紙様式第7号を作成して提出した保険会社にあつては、上記ロの項目について、当中間会計期間中に異動があった子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。

6 会社役員の状況

（中間会計期間末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（3、8及び9を除く。）。
- 2 法第4条第1項の免許申請書又は法第127条第1項第8号の規定及び第85条第1項第2号若しくは第2号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者（第85条第1項第2号に規定する役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は法第110条第1項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまで）の間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 3 辞任し、又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会（相互会社にあつては、社員総会又は総代会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること（当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）。
 - ① 辞任した旨又は解任された旨
 - ② 会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の意見があるときは、その意見の内容
 - ③ 会社法第342条の2第2項又は第345条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の理由があるときはその理由。
- 4 社外役員（株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8（1）に規定する社外役員をいう。以下同じ。）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 5 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。また、法第8条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を「その他」に記載すること。
- 6 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 7 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。
- 8 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。
 - ① 保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合
常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
 - ② 保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合
常勤の監査委員の選定の有無及びその理由
- 9 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

7 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	千株
発行済株式の総数	千株

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「発行済株式の総数(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に改めて記載し、「発行可能株式総数」については記載を要しない。

(2) 当中間会計期間末株主数 名

(記載上の注意)

相互会社にあつては、「当中間会計期間末株主数」を「当中間会計期間末基金拠出者数」に改めて記載すること。

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

- 1 持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。
ただし、株式会社が2以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。
- 2 種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 相互会社にあつては、「株主の氏名又は名称」を「基金拠出者の氏名又は名称」に、「当社への出資状況」を「当社への基金拠出状況」に、当社への出資状況欄の「持株数等(単位千株)」を「基金拠出額(単位百万円)」に、「持株比率」を「基金拠出割合」に改め、基金拠出額の多い順序に従い10名以上を記載すること。
- 4 その他株式(相互会社にあつては、基金)に関する重要な事項を欄外に記載すること。

8 新株予約権等に関する事項

(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役		
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

- 1 保険会社の役員は、当中間会計期間の末日において在任している者に限る。
- 2 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) 当中間会計期間中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使用人		
子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 保険会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等に限り記載すること。
- 2 使用人とは、当該保険会社の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 子法人等の役員及び使用人とは、当該保険会社の役員又は使用人を兼ねている役員及び使用人を除く子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

9 その他

(記載上の注意)

- 1 相互会社にあつては、当中間会計期間の末日における総代数についても記載すること。
- 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

第2

年度中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
商 品 有 価 証 券		再 保 險 借	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		未 払 法 人 税 等	
代 理 店 貸		リ ー ス 債 務	
再 保 險 貸		資 産 除 去 債 務	
そ の 他 資 産		そ の 他 の 負 債	
リ ー ス 投 資 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
前 払 年 金 費 用		価 格 変 動 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債	
貸 倒 引 当 金	△	支 払 承 諾	
		負債の部合計	

		(純資産の部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 〇 〇 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 入 金 銭 債 権 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 そ の 他 資 産 リ ー ス 投 資 資 産 そ の 他 の 資 産 前 払 年 金 費 用 繰 延 税 金 資 産 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	△	(負 債 の 部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 短 期 社 債 社 債 新 株 予 約 権 付 社 債 そ の 他 負 債 未 払 法 人 税 等 リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 価 格 変 動 準 備 金 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 延 税 金 負 債 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純資産の部) 資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金	

		資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 ○ ○ 積 立 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑦ 貸倒引当金の計上方法（当中間会計期間における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑧ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪ ヘッジ会計の方法
 - ⑫ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
 - ⑬ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会

計方針は、この限りでない。

- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (6) 会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項
- (7) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は中間貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (9) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
- (12) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (13) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (14) 親会社株式の金額
- (15) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額
- (16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
- (17) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (18) 以下に掲げる金額
 - ①規則第73条第3項において準用する規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ②規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (19) 中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) ストック・オプションに関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第5条の8及び第5条の9の規定に準じて記載すること。）
- (21) 企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3の規定に準じて記載すること。）
- (22) 事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の15及び

第5条の17の規定に準じて記載すること。)

(23) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(24) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下（24）において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高

① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。

② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

(25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。

3 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		社 員 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
商 品 有 価 証 券		再 保 険 借	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		未 払 法 人 税 等	
無 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	
代 理 店 貸		資 産 除 去 債 務	
再 保 険 貸		そ の 他 の 負 債	
そ の 他 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
リ ー ス 投 資 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		価 格 変 動 準 備 金	
前 払 年 金 費 用		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
繰 延 税 金 資 産		繰 延 税 金 負 債	
再評価に係る繰延税金資産		再評価に係る繰延税金負債	
支 払 承 諾 見 返		支 払 承 諾	

貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 基 金 基 金 申 込 証 拠 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基金償却積立金減少差益 剰 余 金 損 失 填 補 準 備 金 そ の 他 剰 余 金 社員配当平衡積立金 ○ ○ 積 立 金 中 間 未 処 分 剰 余 金 基 金 等 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換算差額等合計 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) 現 金 及 び 預 貯 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金 買 入 金 銭 債 権 商 品 有 価 証 券 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 付 金 有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 そ の 他 資 産 リ ー ス 投 資 資 産 そ の 他 の 資 産 前 払 年 金 費 用 繰 延 税 金 資 産 再評価に係る繰延税金資産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	△	(負 債 の 部) 保 険 契 約 準 備 金 支 払 備 金 責 任 準 備 金 社 員 配 当 準 備 金 短 期 社 債 社 債 そ の 他 負 債 未 払 法 人 税 等 リ ー ス 債 務 資 産 除 去 債 務 そ の 他 の 負 債 退 職 給 付 引 当 金 役員退職慰労引当金 価 格 変 動 準 備 金 金融商品取引責任準備金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 支 払 承 諾 負 債 の 部 合 計 (純 資 産 の 部) 基 金 基 金 申 込 証 拠 金 基 金 償 却 積 立 金 再 評 価 積 立 金 基金償却積立金減少差益 剰 余 金	

		損 失 填 補 準 備 金 そ の 他 剰 余 金 社 員 配 当 平 衡 積 立 金 ○ ○ 積 立 金 中 間 未 処 分 剰 余 金 基 金 等 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
 - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑦ 貸倒引当金の計上方法（当中間会計期間における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑧ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
 - ⑩ リース取引の処理方法
 - ⑪ ヘッジ会計の方法
 - ⑫ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
 - ⑬ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

- (4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、当中間会計期間の直前の事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
- (6) 会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項
- (7) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は中間貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロによる。
- (9) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
- (10) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
- (11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
- (12) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (13) 生命保険会社にあつては、社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額
- (14) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (16) 以下に掲げる金額
 - ① 規則第73条第3項において準用する規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (17) 中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (18) 企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3の規定に準じて記載すること。）
- (19) 事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17の規定に準じて記載すること。）
- (20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
- (21) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下(21)において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）の残高
 - ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
 - ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②に

において同じ。)に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3

年度中 { 年 月 日から
年 月 日まで } 中間損益計算書

(生命保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (うち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (うち 有 価 証 券 売 却 益) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち 保 険 金) (うち 年 金) (うち 給 付 金) (うち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち 支 払 備 金 繰 入 額) (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (うち 支 払 利 息) (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (うち 有 価 証 券 売 却 損) (うち 有 価 証 券 評 価 損) (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	

経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 引 前 中 間 純 利 益 （ 又 は 税 引 前 中 間 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 中 間 純 利 益 （ 又 は 中 間 純 損 失 ）	

(損害保険株式会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益 （ う ち 正 味 収 入 保 険 料 ） （ う ち 収 入 積 立 保 険 料 ） （ う ち 積 立 保 険 料 等 運 用 益 ） 資 産 運 用 収 益 （ う ち 利 息 及 び 配 当 金 収 入 ） （ う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 益 ） （ う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益 ） （ う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 ） （ う ち 有 価 証 券 売 却 益 ） （ う ち 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替 ） そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 引 受 費 用 （ う ち 正 味 支 払 保 険 金 ） （ う ち 損 害 調 査 費 ） （ う ち 諸 手 数 料 及 び 集 金 費 ） （ う ち 満 期 返 戻 金 ） （ う ち 支 払 備 金 繰 入 額 ） （ う ち 責 任 準 備 金 繰 入 額 ） 資 産 運 用 費 用 （ う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 損 ） （ う ち 金 銭 の 信 託 運 用 損 ） （ う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 ） （ う ち 有 価 証 券 売 却 損 ） （ う ち 有 価 証 券 評 価 損 ） 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用 そ の 他 経 常 費 用 （ う ち 支 払 利 息 ）	
経 常 利 益 （ 又 は 経 常 損 失 ）	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益 （ 又 は 税 引 前 中 間 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 中 間 純 利 益 （ 又 は 中 間 純 損 失 ）	

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 料 等 収 入 (う ち 保 険 料) 資 産 運 用 収 益 (う ち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) (う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) (う ち 金 銭 の 信 託 運 用 益) (う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) (う ち 有 価 証 券 売 却 益) (う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (う ち 保 険 金) (う ち 年 金) (う ち 給 付 金) (う ち 解 約 返 戻 金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (う ち 支 払 備 金 繰 入 額) (う ち 責 任 準 備 金 繰 入 額) (う ち 社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) 資 産 運 用 費 用 (う ち 支 払 利 息) (う ち 商 品 有 価 証 券 運 用 損) (う ち 金 銭 の 信 託 運 用 損) (う ち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) (う ち 有 価 証 券 売 却 損) (う ち 有 価 証 券 評 価 損) (う ち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 剰 余 (又 は 税 引 前 中 間 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 中 間 純 剰 余 (又 は 中 間 純 損 失)	

(損害保険相互会社)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 険 引 受 収 益 (う ち 正 味 収 入 保 険 料) (う ち 収 入 積 立 保 険 料) (う ち 積 立 保 険 料 等 運 用 益) 資 産 運 用 収 益	

(うち利息及び配当金収入) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち積立保険料等運用益振替) その他経常収益	
経常費用 保険引受費用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費) (うち諸手数料及び集金費) (うち満期返戻金) (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) 資産運用費用 (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営業費及び一般管理費 その他経常費用 (うち支払利息)	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税引前中間純剰余(又は税引前中間純損失) 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余(又は中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 中間損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 生命保険会社にあつては、有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損の主な内訳
 - (3) 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、①から③まで及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)
 - ① 正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額
 - ② 正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額
 - ③ 諸手数料及び集金費の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額
 - ④ 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ⑤ 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ⑥ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

- (4) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 当中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当中間会計期間及び当中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
- ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、①及び③に掲げる事項の記載を要しない。
- ②に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
- ②及び③に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

(5) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項

- ① 1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
- ② 株式会社が当中間会計期間又は当中間会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を算定している旨

(6) 次に掲げる要件の全てに該当する再保険に付した場合には、当該再保険に係る再保険契約（規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く。）において定める未償却出再手数料（保険会社が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者をいう。以下（5）において同じ。）から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう。①において同じ。）であって、中間会計期間において、保険会社が受再保険会社から収受した手数料のうち未償却出再手数料の増加として認識したものの金額及び保険会社が受再保険会社に支払った額のうち未償却出再手数料の減少として認識したものの金額

- ① 未償却出再手数料及びこれに附帯して保険会社が支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
- ② 保険会社が、元受保険契約（保険会社が引き受ける保険契約をいう。以下②において同じ。）に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること（元受保険契約のリスクの全部を出再割合に応じて移転する場合を除く。）。

(7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 2 法令等に基づき、又は会社の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第4

年度中 { 年 月 日から } 中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社—直接法により表示する場合)

(单位: 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

(单位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（△は損失） 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金の増減額（△は減少） 契約者配当準備金積立利息繰入額 契約者配当準備金繰入額 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） その他 小計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	（ ）
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入	

自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

(单位：百万円)

科 目		金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		
現金及び現金同等物期首残高		
現金及び現金同等物中間会計期間末残高		

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益（△は損失） 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 利息及び配当金収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） その他 小 計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	

現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純剰余（△は損失） 減価償却費 減損損失 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金の増減額（△は減少） 社員配当準備金積立利息繰入額 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付引当金の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 利息及び配当金等収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出	

借入れによる収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
基金の募集による収入	
基金の償却による支出	
基金利息の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間会計期間末残高	

（記載上の注意）

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は会社のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

第5

年度中 $\left(\begin{array}{c} \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日から} \\ \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等				株式引 受権	新株予 約権	純資産合 計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株 式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計				
		資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余 金	利益剰 余金合 計										
							〇〇積 立金	繰越利 益剰余 金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の 配当					××		△××	△××		△××							△××
中間純利 益							××	××		××							××
自己株式 の処分									××	××							××
・・・ ・・・																	××
株主資本 以外の項 目の当中 間期変動 額(純額)											××	××	××	××	××	××	××

当中間期 変動額合 計	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期 末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第6

年度中 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 中間基金等変動計算書

(単位：(単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等					純資産合 計
	基金	基金償 却積立 金	再評価 積立金	基金償 却積立 金減少 差益	剰余金					基金等 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再 評価差 額金	評価・ 換算差 額等合 計	評価・ 換算差 額等合 計	
					損失填 補準備 金	その他剰余金			剰余金 合計							
						社員配 当平衡 積立金	〇〇積 立金	中間未 処分剰 余金								
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
基金の募集	××									××						××
社員配当準備金 の積立								△××	△××	△××						△××

損失填補準備金の積立					××			△××	××	××						××
基金償却積立金の積立		××						△××	△××	××						××
基金利息の支払								△××	△××	△××						△××
中間純剰余								××	××	××						××
基金の償却	△××									△××						△××
・・・・・・・・								××	××	××						××
基金等以外の項目の当中間期変動額(純額)											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	-	-	××	-	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 基金等以外の項目について、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 中間末処分剰余金の当事業年度期首残高については、前事業年度の基金等変動計算書の当事業年度末残高を記載すること。
- 7 遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第7

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)		百万円
------------------	--	-----

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額（保険会社に係るものに限る。）をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)		百万円
------------	--	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額（保険会社に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$		%
--------------------------------	--	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)		百万円
------------------	--	-----

(記載上の注意)

1 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2
の表及び3の表において同じ。

2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）
をいう。

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)		百万円
------------	--	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）
をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

$(A) / \{ (1/2) \times (B) \}$		%
--------------------------------	--	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。